

議案第 17 号

日出町行政不服審査会条例の廃止について

日出町行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町行政不服審査会条例を廃止する条例

日出町行政不服審査会条例（平成 28 年日出町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の日出町行政不服審査会条例の規定により設置された日出町行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に係る答申がされるまでの間は、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年日出町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政不服審査会委員の項を削る。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正前の各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例別表第2の規定は、附則第2項の事件に係る答申がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(日出町手数料条例の一部改正)

- 5 日出町手数料条例(昭和51年日出町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、その区分に従って」を削る。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、行政不服審査法の規定による事務については、同法第38条第5項(同法第66条第1項及び他の法律において準用する場合を含む。)の規定に基づき審理員(同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該他の法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、1件の審査請求につき2,000円を限度として、第2条第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

行政不服審査法(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による事務の手数料

事務の名称及び種類	手数料の名称	区分	単位	金額	備考
提出書類等の写し等の交付事務	交付手数料	行政不服審査法第38条(同法第66条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき審理員が行う提	1枚	10円(カラーで複写され、又は出力されたものにあつては、50円)	両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。

		出書類等の写し等の交付			
--	--	-------------	--	--	--

(日出町手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の日出町手数料条例第2条第2項及び第4条第3項並びに別表第2の規定は、附則第2項の事件に係る答申がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(日出町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 7 日出町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年日出町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第81条第2項の条例で定める機関」を「第81条第1項又は第2項の機関」に改め、「、日出町行政不服審査会条例(平成28年日出町条例第1号)第1条の規定にかかわらず」を削る。

理 由

行政不服審査会の第三者性の確保及び事務の効率化を図るため、同審査会の事務を大分県に委託することに伴い、この条例を廃止する必要があるので提出する。